

船舶事故調査報告書

令和7年7月9日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	令和6年3月31日 06時30分ごろ
発生場所	岩手県洋野町種市漁港南東方沖 種市港沖防波堤灯台から真方位127° 3.0海里（M）付近 （概位 北緯40° 22.6′ 東経141° 46.5′）
事故の概要	プレジャーボート ^{チャレンジャー} CHALLENGERは、航行中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年4月11日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート CHALLENGER、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	212-17255岩手、三井住友ファイナンス&リース株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼に曲損、船底に擦過傷 定置網 なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 2、視界 不良 海象：うねり 波向南東、波高約1.0m 洋野町には、3月31日05時06分に雷注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、洋野町 ^{しゅくのへ} 宿戸漁港沖で釣りをを行う目的で、洋野町内のマリーナを出航した。 船長は、本事故当時、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたものの、ほぼ目視のみで見張りを行いながら本船を航行させていた。 船長は、本船を約5ノットの対地速力で手動操舵により南東進させていたところ、突然プロペラに衝撃を感じた。 船長は、すぐに主機のクラッチを中立にして本船の周囲を確認したところ、定置網の敷設場所を示すブイが並んでいるのを認めるとともに、定置網に乗り揚げたことに気付いた。 （図1 参照）



図1 事故発生経過概略図

(海上保安庁ウェブサイトの「海洋状況表示システム」^{*1}を利用)

船長は、プロペラ翼に定置網のロープが引っ掛かっていたので、航行不能と判断して本事故の発生を海上保安庁に通報した。

同乗者5人は、来援した海上保安庁の巡視艇に救助され、種市漁港に搬送された。

本船は、海上保安庁からの連絡を受けて来援した公益社団法人日本水難救済会の所属船に乗っていた潜水士により、プロペラ翼から定置網のロープを取り外す作業が行われた後、自力での航行が可能となり、船長が操船して出航地のマリーナに帰港した。

船長は、ふだんレーダー及びGPSプロッターを作動させていても、目視のみで定置網の敷設場所を示すブイを確認しながら航行しており、本事故当時、降雨により同ブイが見えづらかった。

船長は、付近海域の定置網の敷設状況を海上保安庁のウェブサイト「海洋状況表示システム」などで事前に確認しておらず、事故発生場所に定置網が敷設されていることを知らなかった。

分析

本船は、種市漁港南東方沖を南東進中、船長が、航行予定海域の定置網の敷設状況を海洋状況表示システムなどで事前に把握せず、定置網が敷設されていることを知らないまま、目視のみで見張りを行って

^{*1} 「海洋状況表示システム」とは、海洋関係機関が収集・保有している海洋情報を集約し、衛星情報や海上気象の情報などを地図上で重ね合わせて表示させる海上保安庁によるインターネットサービスをいう。

	<p>いたことから、定置網の存在に気付かず、定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、降雨により定置網の敷設場所を示すブイを確認しづらい状況下、ふだんから目視で定置網の敷設場所を示すブイを確認しながら航行していたことから、定置網の存在に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、降雨により定置網の敷設場所を示すブイを確認しづらい状況下、本船が、種市漁港南東方沖を南東進中、船長が、航行予定海域の定置網の敷設状況を海洋状況表示システムなどで事前に把握せず、目視のみで見張りを行っていたため、定置網の存在に気付かず、定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、定置網が設置されている海域を航行する際、航行予定海域の定置網の敷設情報を海洋状況表示システム、漁具定置箇所一覧図などにより、事前に把握しておくとともに、降雨などの状況下では、目視だけに頼らず、定置網の敷設状況が入力されたGPSプロッターなどの航海計器を活用すること。